

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 恵庭市白樺町1丁目18番5号
氏名 嘉屋興業株式会社 代表取締役 嘉屋 和良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日 平成25年 8月 5日
許可の有効年月日 平成30年 7月 4日

1. 事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん。積替保管あり。以下余白。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

施設の種類 保管場所1
設置場所 恵庭市白樺町1丁目15番60
面積 11.55㎡
種類
・廃プラスチック類。
保管上限 13㎡
以下余白。

施設の種類 保管場所2
設置場所 恵庭市白樺町1丁目15番61
面積 2.4025㎡
種類
・金属くず。
保管上限 3.375㎡

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成5年7月5日 許可の更新
平成10年7月5日 許可の更新
平成15年7月5日 許可の更新
平成15年11月11日 変更許可

（廃酸、廃アルカリ、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、動物の死体の追加。）

平成20年7月24日 更新時変更許可（積替保管の追加。）
平成25年8月5日 許可の更新

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無